

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たる日は、翌日)

目 次

- ◆告 示 字の区域の変更(二件) (地方課)
- 字の区域の変更等(三件) (〃)
- 土地改良法による換地処分(五件) (農村整備課)

告 示

鳥取県告示第二百七十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、泊村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による小濱地区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成五年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
字の名称

同上の区域(平成四年九月一日現在の地番による。)

大字小濱字濱山

大字小濱字濱山のうち七〇三、七〇四から七〇七までの一部、七二八から七三〇までの一部、七三一の八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字小濱字濱畑七五八の一部

大字小濱字濱畑

大字小濱字濱山七〇三、七〇四から七〇七までの一部、七二八から七三〇までの一部、七三一の八の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字小濱字濱畑のうち七五八の一部以外の区域

鳥取県告示第二百七十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、日野町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による日野(小原)地区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成五年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(平成四年九月一日現在の地番による。)
小原字京塚	小原字京塚のうち一四七と一体をなす国有地の一部以外の区域
小原字花畑ノ下 タ	小原字花畑ノ下タのうち一六三の一部以外の区域
小原字花畑	小原字京塚一四七と一体をなす国有地の一部 小原字花畑ノ下タ一六三の一部 小原字花畑の全域 小原字小原家ノ下モ一七八の一部、一七九の一部、二二三の一部
小原字小原家ノ 下モ	小原字大前二二五の一部及びこれと一体をなす国有地の一部並びに二二五の一部と一体をなす国有地の一部 小原字小原家ノ下モのうち一七八の一部、一七九の一部、二二三の一部及び二〇七と一体をなす国有地の一部以外の区域
小原字大前	小原字大前のうち二二五の一部及びこれと一体をなす国有地の一部並びに二二五の一部と一体をなす国有地の一部以外の区域
小原字荒神廻り	小原字小原家ノ下モ二〇七と一体をなす国有地の一部 小原字荒神廻りの全域 小原字助太原二七四の一の一部、二七五の一の一部、二七七の一の一部 小原字小原家ノ上エ三一四の一、三一四の二、三一六と一体をなす国有地の一部
小原字助太原	小原字助太原のうち二七四の一の一部、二七五の一の一部、二七七の一の一部以外の区域
小原字小原家ノ 上エ	小原字家ノ上エのうち三二二の一の一部、三二二の二の一部、三二九の二の一部、三二九の六の一部及び三一〇、三一四の一、三一四の二、三一六、三一九の三から三一九の三まで、三二二の一、三二二の二、三二二と一体をなす国有地の一部以外の区域 小原字土居廻三三一の一部
小原字土居廻	小原字小原家ノ上エ三二九の二の一部、三二九の六の一部及び三一〇、三一九の三から三一九の三までと一体をなす国有地の一部 小原字土居廻のうち三三一の一部以外の区域
小原字棚田	小原字小原家ノ上エ三二三と一体をなす国有地の一部 小原字棚田のうち四二四の二、四二八の二、四二九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
小原字塔田	小原字小原家ノ上エ三二二の一の一部、三二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三二二の一と一体をなす国有地の一部 小原字棚田四二四の二、四二九の一と一体をなす国有地の一部 小原字塔田のうち四三〇の一、四三〇の二の一部、四三四の一の一部、四三四の三から四三四の五までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四三四の一の一部、四三四の三の一部と一体をなす国有地の一部以外の区域 小原字甚長衛鉄穴四五一の一部、四八七の一の一部、四八七の二の一部、四八八の一部

<p>小原字甚兵衛鉄穴</p>	<p>小原字棚田四二八の二、四二九の一と一体をなす国有地の一部 小原字塔田四三〇の一、四三〇の二の一部、四三四の一の一部、四三四の三から四三四の五までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四三四の一の一部、四三四の三の一部と一体をなす国有地の一部 小原字甚兵衛鉄穴のうち四五一の一部、四八七の一の一部、四八七の二の一部、四八八の一部及び四七〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 小原字大鉄穴四九六の一から四九六の三までの一部、四九八の二の一部、五〇五の一の一部、五〇五の二の一部及び四九八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>小原字大鉄穴</p>	<p>小原字甚兵衛鉄穴四七〇の二と一体をなす国有地の一部 小原字大鉄穴のうち四九六の一から四九六の三までの一部、四九八の二の一部、五〇五の一の一部、五〇五の二の一部及び四九八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>小原字キタイ田</p>	<p>小原字キタイ田の全域 小原字大空五四八の二、五四八の一三の一部、五四八の一五の一部及び五四七の二九と一体をなす国有地の一部</p>
<p>小原字大空</p>	<p>小原字大空のうち五四八の二、五四八の一三の一部、五四八の一五の一部及び五四七の二九と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

<p>鳥取県告示第二百七十三号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。 この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による阿毘緑地区第一工区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。 平成五年三月二十三日。 鳥取県知事 西 尾 區 次</p>	
<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（平成四年八月一日現在の地番による。）</p>
<p>阿毘緑字中倉</p>	<p>阿毘緑字中倉のうち二〇一四の七の一部以外の区域</p>
<p>阿毘緑字柳谷尻</p>	<p>阿毘緑字中倉二〇一四の七の一部 阿毘緑字柳谷尻の全域</p>
<p>阿毘緑字二ノ谷尻下モ道下タ</p>	<p>阿毘緑字二ノ谷尻下モ道下タのうち二〇九三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 阿毘緑字二ノ谷尻下モ道上エ二二二の二の一部、二二二の五の一部</p>
<p>阿毘緑字二ノ谷尻下モ道上エ</p>	<p>阿毘緑字二ノ谷尻下モ道上エ二〇九三の一と一体をなす国有地の一部</p>

<p>阿毘縁字ハン田</p>	<p>阿毘縁字大田二七八の一部、二二七九の一の一部、二二八一の二の一部、二二八七の一の一部、二二八八の一の一部、二二八九の一の一部、二二九〇の一、二二九一の一、二二九五の一、二二九六の一及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域</p>	<p>阿毘縁字大田</p>	<p>阿毘縁字サノ谷尻リ二二四八の三、二二四八の五、二二五四の一、二二五四の四の一部、二二五五の一、二二五五の五、二二五五の六、二二五六の一、二二五七、二二五八の一、二二五九の一、二二六一の二から二二六一の三まで、二二六一の四の一部、二二六二の一の一部、二二六二の三の一部、二二六二の四の一部、二二六三の三の一部、二二六三の四及びこれらと一体をなす国所有地並びに二二五四の四の一部、二二六一の四の一部と一体をなす国所有地の一部、阿毘縁字大田のうち二二七八の一部、二二七九の一の一部、二二八一の二の一部、二二八七の一の一部、二二八八の一の一部、二二八九の一部、二二九〇の一、二二九一の一、二二九五の一、二二九六の一及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域</p>	<p>阿毘縁字サノ谷</p>	<p>阿毘縁字サノ谷尻リのうち二二四八の三、二二四八の五、二二五四の一、二二五四の四の一部、二二五五の一、二二五五の五、二二五五の六、二二五六の一、二二五七、二二五八の一、二二五九の一、二二六一の二から二二六一の三まで、二二六一の四の一部、二二六二の一の一部、二二六二の三の一部、二二六二の四の一部、二二六三の三の一部、二二六三の四及びこれらと一体をなす国所有地並びに阿毘縁字サノ谷二二五四の四の一部、二二六一の四の一部と一体をなす国所有地の一部以外の区域</p>	<p>阿毘縁字サノ谷尻リ</p>	<p>阿毘縁字二ノ谷尻下モ道上エのうち二二二二の二の一部、二二二二の五の一部以外の区域</p>						
<p>阿毘縁字砂子田 谷西</p>	<p>阿毘縁字砂子田谷東二三三六の一部、二三三八の一部、阿毘縁字砂子田谷西のうち二三五八、二三五九、二三六一と一体をなす国所有地の一部以外の区域</p>	<p>阿毘縁字砂子田 谷東</p>	<p>阿毘縁字砂子田東のうち二三三六の一部、二三三八の一部以外の区域 阿毘縁字砂子田西二三五八、二三五九、二三六一と一体をなす国所有地の一部</p>	<p>阿毘縁字堂ノ前 大フケ</p>	<p>阿毘縁字堂ノ前大フケのうち二三二七の一以外の区域</p>	<p>阿毘縁字代官家 谷尻リ</p>	<p>阿毘縁字代官家谷尻リのうち二三一三の一部、二三一四の一部、二三一五及びこれらと一体をなす国所有地の一部以外の区域 阿毘縁字山根田二四四〇の一部及び二四四〇と一体をなす国所有地の一部 阿毘縁字 椽塔 二五〇七の二四</p>	<p>阿毘縁字川床</p>	<p>阿毘縁字コトイツクリ二二八三の一の一部 阿毘縁字川床の全域 阿毘縁字堂ノ前大フケ二三一七の一</p>	<p>阿毘縁字コトイ ツクリ</p>	<p>阿毘縁字コトイツクリのうち二二八一、二二八二、二二八三の一及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域</p>	<p>阿毘縁字中川床 尻リ</p>	<p>阿毘縁字中川床尻リの全域 阿毘縁字コトイツクリ二二八一、二二八二、二二八三の一の一部及びこれらと一体をなす国所有地</p>

<p>阿毘縁字山ノ神 谷尻東</p>	<p>阿毘縁字山ノ神谷尻東のうち二四〇〇の二の一部、二四〇五から二四〇八までの一部及び二四〇五と一体をなす国有地の一部以外の区域 阿毘縁字山ノ神谷尻西二四二九の一部</p>
<p>阿毘縁字山ノ神 谷尻西</p>	<p>阿毘縁字山ノ神谷尻東二四〇〇の二の一部、二四〇五から二四〇八までの一部及び二四〇五と一体をなす国有地の一部 阿毘縁字山ノ神谷尻西二四二九の一部以外の区域</p>
<p>阿毘縁字樋ノ口</p>	<p>阿毘縁字樋ノ口のうち二四三一の一、二四三二から二四三四まで、二四三六の一、二四三七、二四三九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>阿毘縁字山根田</p>	<p>阿毘縁字代宮家谷尻リ二三一三の一部、二三一四の一部、二三一五及びこれらと一体をなす国有地の一部 阿毘縁字樋ノ口二四三一の一、二四三二から二四三四まで、二四三六の一、二四三七、二四三九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 阿毘縁字山根田のうち二四四〇の一部及び二四四〇と一体をなす国有地の一部以外の区域 阿毘縁字ハホコ田の全域 阿毘縁字ドウメン原二四五〇、二四五一の二、二四五二の二の一部、二四五三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 阿毘縁字宮ノ前二四九二の二、二四九三と一体をなす国有地の一部</p>
<p>阿毘縁字ドウメン原</p>	<p>阿毘縁字ドウメン原のうち二四五〇、二四五一の二、二四五二の二の一部、二四五三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>阿毘縁字宮ノ前</p>	<p>阿毘縁字宮ノ前のうち二四九二の二の一部、二四九六の一部、二四九七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二四九二の二の一部、二四九三、二四九五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>阿毘縁字中鉄穴</p>	<p>阿毘縁字宮ノ前二四九二の二の一部、二四九六の一部、二四九七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二四九五と一体をなす国有地の一部 阿毘縁字中鉄穴の全域 阿毘縁字キチラ塔尻二五一五の二の一部、二五一五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>阿毘縁字 椽塔</p>	<p>阿毘縁字 椽塔のうち二五〇七の二四以外の区域</p>
<p>阿毘縁字キチラ塔尻</p>	<p>阿毘縁字キチラ塔尻のうち二五一五の二の一部、二五一五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>阿毘縁字宮ノ脇</p>	<p>阿毘縁字宮ノ脇の全域 阿毘縁字松木峠二六四七の三の一部、二六四七の四の一部、二六四九の二から二六四九の三まで、二六五〇の二の一部、二六五一の二、二六五二の二の一部、二六五四の二から二六五四の四まで、二六五四の六の一部、二六五六の二の一部、二六五六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二六四九の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>阿毘縁字穴内</p>	<p>阿毘縁字穴内の全域 阿毘縁字松木峠二六四七の二、二六四七の三の一部、二六四七の四の一部、二六四八の二、二六五〇の二の一部、二六五一の二、二六五二の二、二六五三の二、二六五四の二、二六五四の六の一部、二六五六の二の一部、二六五六の二の一部、二六五六の三、二</p>

阿毘縁字松木峠	六五七、二六六九から二六七三まで、二六七四の一の一部、二六七四の二、二六七四の三、二六七四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二六四七の三と一体をなす国有地の一部
阿毘縁字堤塔尻	阿毘縁字松木峠のうち二六四七の一から二六四七の四まで、二六四八の一、二六四九の一から二六四九の三まで、二六五〇、二六五一の一、二六五一の二、二六五二の一、二六五二の二、二六五三、二六五四の一から二六五四の六まで、二六五六の一から二六五六の三まで、二六五七、二六六九から二六七三まで、二六七四の一の一部、二六七四の二、二六七四の三、二六七四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
阿毘縁字堤塔尻 井手上エ	阿毘縁字堤塔尻のうち二六八三の一部、二六八四及び二六八三、二六八四と一体をなす国有地の一部以外の区域 阿毘縁字堤塔尻井手上エ二六九〇の一の一部 阿毘縁字堤塔尻井手上エのうち二六九〇の一、二六九五の一、二六九六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
阿毘縁字季鉄穴 東	阿毘縁字季鉄穴東のうち二八六七から二八六九までの一部及び二八六七と一体をなす国有地の一部以外の区域
阿毘縁字穴内井 手上へ	阿毘縁字穴内井手上への全域 阿毘縁字季鉄穴東二八六七から二八六九までの一部及び二八六七と一体をなす国有地の一部
阿毘縁字日向悪 道	阿毘縁字日向悪道の全域 阿毘縁字塔田二九二九の一、二九三二の一の一部、二九三三の一の一部、二九四六の一部、二九四七及びこれらと一体をなす国有地

阿毘縁字塔田	阿毘縁字堤塔尻二六八三の一部、二六八四及び二六八三、二六八四と一体をなす国有地の一部 阿毘縁字堤塔尻井手上エ二六九〇の一の一部、二六九五の一、二六九六及びこれらと一体をなす国有地 阿毘縁字塔田のうち二九二九の一、二九三二の一の一部、二九三三の一の一部、二九四六の一部、二九四七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
阿毘縁字二ノ谷	阿毘縁字二ノ谷のうち二九七八の二の一部、二九七八の三の一部以外の区域
廃止する字の名称	阿毘縁字ハホコ田

鳥取県告示第二百七十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二十第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による阿毘縁地区第三工区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成五年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成四年十一月二日現在の地番による。）
阿毘縁字鬼ヶ平 山	阿毘縁字鬼ヶ平山のうち一の一の一部、一の四の一部、一 の四〇の一部、一の四八の一部、一の五三以外の区域
阿毘縁字下モ鬼 ヶ平	阿毘縁字下モ鬼ヶ平のうち四の一、四の二、五の一の一部、 五の二の一部、五の三、六の一の一部、六の二、七の一の 一部、七の三、八の一部、一六の一の一部、二〇から二二 までの一部、二三から二八まで及びこれらと一体をなす国 有地以外の区域 阿毘縁字若子原一一三七の一部、一一三八の一部、一一四 〇、一一四一の一部、一一四二の一部及びこれらと一体を なす国有地 阿毘縁字右橋一一四四の一部、一一四四の三の一部、 一一四四の八の一部、一一四五及びこれらと一体をなす国 有地の一部 阿毘縁字砂田一一五〇の一の一部、一一五〇の三の一部、 一一五一、一一五二の一部、一一五四の一部及五これらと 一体をなす国有地並びに一一五〇の三と一体をなす国有地 の一部 阿毘縁字高山前フケ田一一五七から一一五九まで、一一六 〇の一部、一一六一の一部及びこれらと一体をなす国有地
阿毘縁字祖父ヶ 山根塔	阿毘縁字鬼ヶ平山一の一の一部、一の四の一部、一の四八 の一部 阿毘縁字下モ鬼ヶ平二三、二四と一体をなす国有地の一部 阿毘縁字祖父ヶ山根塔のうち二九の一部、三二の一部、三 三の一部、三四及び三二、三三と一体をなす国有地の一部 以外の区域 阿毘縁字上ミ鬼ヶ平三七の一、三八の一及びこれらと一体 をなす国有地 阿毘縁字鬼ヶ平一一〇の一部、一一一の一部及びこれらと
阿毘縁字上ミ鬼 ヶ平	一体をなす国有地 阿毘縁字若子原一一三四の二と一体をなす国有地の一部
阿毘縁字鬼ヶ平	阿毘縁字上ミ鬼ヶ平のうち三七の一、三八の一及びこれら と一体をなす国有地以外の区域
阿毘縁字原ノ前	阿毘縁字鬼ヶ平のうち一一〇の一部、一一一の一部及びこ れらと一体をなす国有地以外の区域 阿毘縁字原ノ前のうち一一一七と一体をなす国有地の一部 以外の区域 阿毘縁字若子原一一二三の一、一一二三の四の一部、一一 二四、一一二五の一部、一一二六の一部及びこれらと一体 をなす国有地
阿毘縁字若子原	阿毘縁字下モ鬼ヶ平一六の一の一部、二〇から二二までの 一部、二三から二八まで及びこれらと一体をなす国有地の 一部 阿毘縁字祖父ヶ山根塔二九の一部、三二の一部、三三の一 部、三四及び三二、三三と一体をなす国有地の一部 阿毘縁字若子原のうち一一二三の一、一一二三の四の一部、 一一二四、一一二五、一一二六の一部、一一二六の一、一 一三七の一部、一一三八の一部、一一四〇、一一四一の一 部、一一四二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに 一一三四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 阿毘縁字右橋一一四四の八と一体をなす国有地の一部
阿毘縁字石橋	阿毘縁字石橋のうち一一四四の一の一部、一一四四の三の 一部、一一四四の八の一部、一一四五及びこれらと一体を なす国有地以外の区域
阿毘縁字砂田	阿毘縁字砂田のうち一一五〇の一の一部、一一五〇の三の

阿毘縁字越峠ノ下モ	阿毘縁字鬼ヶ平山一の四〇の一部 阿毘縁字越峠一七九の一部及びこれと一体をなす国有地	阿毘縁字越峠	阿毘縁字高山ノ前一六九の一の一部 阿毘縁字越峠のうち一七二から一七四まで、一七五の四、一七五の六、一七六の二、一七七の三、一七九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一八〇の三と一体をなす国有地以外の区域 阿毘縁字越峠ノ下モ一八二の一の一部及び一八二の一と一体をなす国有地の一部	前阿毘縁字高山ノ	阿毘縁字高山ノ前のうち一六六、一六九の一の一部、一六九の七の一部、一六九の八の一部以外の区域	阿毘縁字高山前フケ田	阿毘縁字鬼ヶ平山一の五三 阿毘縁字下モ鬼ヶ平四の一、四の二、五の一の一部、五の二の一部、五の三、六の一の一部、六の二、七の一の一部、七の三、八の一部及び六の一と一体をなす国有地の一部 阿毘縁字砂田一一五〇の一の一部、一一五四の一部、一一五五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 阿毘縁字高山前フケ田のうち一一五七から一一五九まで、一一六〇の一部、一一六一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 阿毘縁字高山ノ前一六六、一六九の七の一部、一一六九の八の一部 阿毘縁字越峠一一七二から一一七四まで、一一七五の四、一一七五の六、一一七六の二、一一七七の三及びこれらと一体をなす国有地		一部、一一五一、一一五二の一部、一一五四の一部、一一五五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一五〇の三と一体をなす国有地の一部以外の区域
-----------	--	--------	--	----------	--	------------	---	--	--

阿毘縁字馬ノ背山	阿毘縁字馬ノ背山のうち一二〇七の二、一二〇七の七、一二〇七の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	阿毘縁字ヒヤケ田	阿毘縁字ヒヤケ田のうち一二〇一、一二〇二の一、一二〇三の二及び一二〇二の一と一体をなす国有地以外の区域	阿毘縁字仙木田	阿毘縁字越峠ノ下モ一一八五の一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部並びに一一八五の四と一体をなす国有地 阿毘縁字仙木田のうち一一九一の二、一一九一の四の一部及び一一九一の二と一体をなす国有地以外の区域 阿毘縁字トウノ山のうち二〇〇の四及びこれと一体をなす国有地以外の区域 阿毘縁字ヒヤケ田二〇一、二〇二の一、二〇三の二及び二〇二の一と一体をなす国有地の一部 阿毘縁字馬ノ背山二〇七の二、二〇七の八の一部及び一二〇七の八と一体をなす国有地の一部 下阿毘縁字ハケノ前四四三の一の一部 下阿毘縁字河原田四四四の一部、四四五の一部、四四六、四四七、四四八の一部、四四九の一部、四五〇及びこれらと一体をなす国有地 下阿毘縁字鬼ヶ平四五一の二、四五二の二、四五三の一部、四五四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四五一の一と一体をなす国有地の一部 下阿毘縁字鉄井谷尻四八四から四八六までの一部		並びに一一八〇の三と一体をなす国有地の一部 阿毘縁字越峠ノ下モのうち一一八二の一の一部、一一八五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一八五の四と一体をなす国有地の一部以外の区域 下阿毘縁字鬼ヶ平四五三の一部、四五四の一部及びこれらと一体をなす国有地
----------	--	----------	---	---------	---	--	---

阿毘縁字ソリ	阿毘縁字仙木田一九九の一、一九九の一四の一部及び一九九の二と一体をなす国有地 阿毘縁字ソリの全域
阿毘縁字緑屋奥ノ堀リ	阿毘縁字緑屋奥ノ堀リの全域 阿毘縁字緑リヤ中ノ堀リ一八〇七の一の一部、一八〇七の三及び一八〇七の二と一体をなす国有地の一部
阿毘縁字緑リヤ中ノ堀リ	阿毘縁字緑リヤ中ノ堀リのうち一八〇七の一の一部、一八〇七の三、一八三〇の一部、一八三三の二の一部、一八三三の三の一部及び一八〇七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 阿毘縁字緑屋上ノ切一八三七の一五の一部、一八三七の一六の一部 阿毘縁字緑リヤ下ノ堀二〇一一の一の一部、二〇一一の二の一部及び二〇一一と一体をなす国有地の一部
阿毘縁字緑屋上ノ切	阿毘縁字緑屋上ノ切のうち一八三七の一五の一部、一八三七の一六の一部以外の区域
阿毘縁字美トリヤ下堀ノ上ミ	阿毘縁字美トリヤ下堀ノ上ミのうち一九五〇の一の一部以外の区域
阿毘縁字緑リヤ中ノ堀リ一八三〇の一部、一八三三の二の一部、一八三三の三の一部 阿毘縁字美トリヤ下堀ノ上ミ一九五〇の一の一部 阿毘縁字緑リヤ下ノ堀リのうち一九九二から一九九四までの一部、二〇一一の一の一部、二〇一一の二の一部及び一九九三、二〇一二と一体をなす国有地の一部以外の区域 阿毘縁字緑屋池ノ谷二〇一三の二の一部	

阿毘縁字緑屋池ノ谷	下阿毘縁字緑屋大井手ノ上ミ五の一の一部及びこれと一体をなす国有地 阿毘縁字緑屋池ノ谷のうち二〇一三の二の一部以外の区域
阿毘縁字反中河原	阿毘縁字若子原一二二五の一部、一二二六の一部、一二二六の一及びこれらと一体をなす国有地 阿毘縁字反中河原の全域 阿毘縁字原ノ前一一一七と一体をなす国有地の一部
下阿毘縁字穴ヶ谷	下阿毘縁字穴ヶ谷のうち三の一部、四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
下阿毘縁字緑屋大井手ノ上ミ	下阿毘縁字穴ヶ谷三の一部、四及びこれらと一体をなす国有地 下阿毘縁字緑屋大井手ノ上ミのうち五の一の一部、一〇の一部、一二の一部、一三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 下阿毘縁字高山一七の一の一部 下阿毘縁字緑屋井手ノ下モ二二から二四までの一部及びこれらと一体をなす国有地 下阿毘縁字長溝一一九の一と一体をなす国有地の一部 阿毘縁字緑リヤ下ノ堀一九九二から一九九四までの一部及び一九九三と一体をなす国有地の一部 阿毘縁字緑屋池ノ谷二〇一三の二の一部
下阿毘縁字高山	下阿毘縁字高山のうち一七の一の一部以外の区域
下阿毘縁字緑屋大井手ノ上ミ	下阿毘縁字緑屋大井手ノ上ミ一〇の一部、一二の一部、一三の一部及びこれらと一体をなす国有地 下阿毘縁字高山一七の一の一部

<p>下阿毘縁字奥新田</p>	<p>下阿毘縁字緑屋井手ノ上エ</p>	<p>下阿毘縁字緑屋下掘り</p>	
<p>下阿毘縁字奥新田のうち七八の一部、八一の一部、八一の二の一部及び八一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>下阿毘縁字緑屋井手ノ上エのうち四七の一部、五八の三の一部、五九、六二の一部、七五の一部、七七の二の一部及び四六、四七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>下阿毘縁字緑屋下掘りのうち三五から三八まで、三九の一部、四〇、四一の一部、四二の二の一部、四三の三から四二の六まで、四三の二、四三の三の一部、四三の三、四四の一から四四の三まで、四五の一から四五の三まで的一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>下阿毘縁字緑屋井手ノ下モ二、二二から二四までの一部、二五から二七まで及びこれらと一体をなす国有地 下阿毘縁字緑屋川向の全域 下阿毘縁字緑屋下掘り三五から三八まで、三九の一部、四〇、四一の一部、四二の二の一部、四三の三から四二の六まで、四三の二、四三の三の一部、四三の三の一部、四四の一から四四の三まで、四五の一から四五の三まで的一部及びこれらと一体をなす国有地 下阿毘縁字緑屋井手ノ上エ四七の一部及び四六、四七と一体をなす国有地の一部 下阿毘縁字長溝尻川東九二の二の一部、九二の二の一部、九三の二の一部、九三の四、九四の二の一部 下阿毘縁字長溝尻九五の二の一部、九五の二の一部、九六の一部、九七の一部及びこれらと一体をなす国有地 下阿毘縁字長溝一一九の二の一部及び一一九の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>下阿毘縁字トフト埜</p>	<p>下阿毘縁字長溝</p>	<p>下阿毘縁字長溝尻</p>	<p>下阿毘縁字長溝尻川東</p>
<p>下阿毘縁字トフト埜のうち二五から二九まで、一三〇の一部、一三一、一三九、一四〇及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一三〇、一四一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>下阿毘縁字長溝のうち一一九の二の一部及び一一九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>下阿毘縁字長溝尻のうち九五の二、九五の二、九六の一部、九七の一部、一〇〇の二、一〇〇の二の一部、一〇一から一〇四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>下阿毘縁字緑屋下掘り四三の二の一部、四三の三の一部及び四三の二、四三の三と一体をなす国有地の一部 下阿毘縁字緑屋井手ノ上エ五八の三の一部、五九、六二の一部、七五の一部、七七の二の一部 下阿毘縁字奥新田七八の一部、八一の二の一部、八一の二の一部及び八一の一と一体をなす国有地の一部 下阿毘縁字長溝尻川東のうち九二の二の一部、九二の二の一部、九三の二の一部、九三の四、九四の二の一部以外の区域 下阿毘縁字長溝尻九五の二の一部、九五の二の一部、一〇〇の二の一部、一〇〇の二の一部、一〇一から一〇四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 下阿毘縁字トフト埜二五、二六から二九までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 下阿毘縁字奥神田一六八の一部、一六九の一部、一七〇、一七一の一部、一七二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>下阿毘縁字奥神田</p>	<p>下阿毘縁字トフトフ塔一二六から一三〇までの一部、一三一、一三九、一四〇及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一三〇、一四一と一体をなす国有地の一部 下阿毘縁字代宮屋田一五二の一部、一五四の一部、一五五の一部、一五六から一六三まで及びこれらと一体をなす国有地 下阿毘縁字奥神田のうち一六八の一部、一六九の一部、一七〇、一七一の一部、一七二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 下阿毘縁字馬ノ背二七五の二の一部</p>	<p>下阿毘縁字馬ノ背</p>	<p>下阿毘縁字馬ノ背のうち二七五の二の一部、二七五の二の一部、二七七から二七九まで、二八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>下阿毘縁字餅田ノ上エ</p>	<p>下阿毘縁字餅田ノ上エのうち三一六の四、三一八の二の一部、三一九の一、三二〇の三、三二六、三二七の一、三二八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 下阿毘縁字三沢陳三四三の三</p>	<p>下阿毘縁字三沢陳</p>	<p>下阿毘縁字三沢陳のうち三四三の三、三四三の四、三四六の二、三四六の一以外の区域</p>	<p>下阿毘縁字餅田</p>	<p>下阿毘縁字トフトフ塔一四一と一体をなす国有地の一部 下阿毘縁字代宮屋田一五二の一部、一五三、一五四の一部、一五五の一部及びこれらと一体をなす国有地 下阿毘縁字馬ノ背二七五の二の一部、二七七から二七九まで、二八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 下阿毘縁字餅田ノ上エ三一六の四、三一八の二の一部、三一九の一、三二〇の三、三二六、三二七の一、三二八の一</p>
<p>下阿毘縁字餅田向</p>	<p>及びこれらと一体をなす国有地 下阿毘縁字三沢陳三四三の四 下阿毘縁字餅田の全域 下阿毘縁字餅田向三五九、三六〇、三六一の二の一部、三六一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三五四、三五五と一体をなす国有地の一部</p>	<p>下阿毘縁字小竹田</p>	<p>下阿毘縁字餅田向の三五六の二の一部、三六一の二の一部、三六一の三、三六二の一、三六二の二及びこれらと一体をなす国有地 下阿毘縁字小竹田のうち三六七の一部、三六八の二の一部及び三六八の二と一体をなす国有地以外の区域 下阿毘縁字宮ノ前道下タ四〇一、四〇三の二の一部 下阿毘縁字七通り田四一七の一部及び四一九の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>下阿毘縁字宮ノ前道下タ</p>	<p>下阿毘縁字宮ノ前道下タのうち三九九の一、四〇〇の三、四〇一、四〇二、四〇三の二、四〇四の二、四〇五から四〇八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>下阿毘縁字七通り田</p>	<p>下阿毘縁字小竹田三六七の一部、三六八の二の一部及び三六八の二と一体をなす国有地の一部 下阿毘縁字宮ノ前道下タ三九九の一、四〇〇の三、四〇一、四〇三の二、四〇四の二、四〇五から四〇八まで及びこれらと一体をなす国有地 下阿毘縁字七通り田のうち四一三の二の一部、四一四の二の一部、四一七の一部及び四一四の一、四一九の二と一体</p>		

	<p>下阿毘緑字鉄穴内</p>	<p>をなす国有地の一部以外の区域 下阿毘緑字鉄穴内四二三の一の一部、四二四の一部、四二五の一部及び四二五の一と一体をなす国有地の一部 下阿毘緑字向田五〇一から五〇三までの一部、五〇五の一部、五〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五〇二の一部と一体をなす国有地の一部 下阿毘緑字寺ノ前道下夕建井手ノ上ミ五八八の五の一部、五八九の一、五八九の二、五九〇の一、五九〇の二、五九一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五八八の四、五八八の五の一部と一体をなす国有地の一部</p>
<p>下阿毘緑字ハケノ前</p>	<p>下阿毘緑字鉄穴内四二二の一、四二三の一、四二四、四二五の一、四二六の一、四二七の一、四二八の一、四二九の一、四三〇の一、四三〇の七、四三一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>下阿毘緑字三沢陳三四六の二、三四六の一 下阿毘緑字七通り田四一三の一の一部、四一四の一の一部及び四一四の一と一体をなす国有地の一部 下阿毘緑字鉄穴内四二二の一、四二三の一の一部、四二四の一部、四二五の一の一部、四二六の一、四二七の一、四二八の一、四二九の一、四三〇の一、四三〇の七、四三一及びこれらと一体をなす国有地 下阿毘緑字ハケノ前のうち四三二の一部、四三三、四三三の五の一部、四三八の一部、四三九、四四〇の一部、四四三の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 下阿毘緑字河原田四四四の一部、四四五の一部、四四八の一部、四四九の一部及びこれらと一体をなす国有地 阿毘緑字トウノ山二二〇の四及びこれと一体をなす国有地 阿毘緑字ヒヤケ田二二〇の二の一と一体をなす国有地の一部</p>
	<p>下阿毘緑字鬼ヶ平</p>	<p>阿毘緑字馬ノ背山二二〇七の七、二二〇七の八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
	<p>下阿毘緑字鉄井谷尻</p>	<p>下阿毘緑字鬼ヶ平のうち四五一の二、四五二の二、四五三の一部、四五四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四五一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
	<p>下阿毘緑字西村</p>	<p>下阿毘緑字鉄井谷尻のうち四八四から四八六まで的一部、四八八から四九一まで的一部及び四八八から四九一までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
	<p>下阿毘緑字西村田地上エ</p>	<p>下阿毘緑字鉄穴内四二五の一の一部及びこれと一体をなす国有地 下阿毘緑字ハケノ前四三二の一部、四三四、四三五の一部、四三八の一部、四三九、四四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 下阿毘緑字河原田四四四の一部、四四五の一部、四四八の一部、四四九の一部及びこれらと一体をなす国有地 下阿毘緑字鉄井谷尻四八六の一部、四八八から四九一まで的一部及びこれらと一体をなす国有地 下阿毘緑字西村のうち四九九の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 下阿毘緑字西村田地上エ五〇〇の三、五〇〇の四</p>
	<p>下阿毘緑字向田</p>	<p>下阿毘緑字西村田地上エのうち五〇〇の三、五〇〇の四以外の区域 下阿毘緑字鉄穴内四二五の一と一体をなす国有地の一部 下阿毘緑字西村四九九の一部及びこれと一体をなす国有地 下阿毘緑字向田のうち五〇一の一部、五〇二の一部、五〇三の一部、五〇五の一の一部、五〇五の四の一部、五〇六の三の一部、五〇七の一部、五〇八の一部、五〇九、五一</p>

<p>下阿毘縁字的ケ 塔</p>	<p>○の一部、五一一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五〇二の一部、五〇七の一部と一体をなす国有地以外の区域 下阿毘縁字的ケ塔五二四の一、五二四の二、五二五から五二九まで、五二〇から五二二までの一部、五二三の四、五二三の五、五二三の六の一部、五二三の七の一部、五二四の二の一部、五二四の三の一部、五二五の二の一部、五二五の三の一部、五二五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>下阿毘縁字井手 下タ河原田</p>	<p>下阿毘縁字的ケ塔のうち五二四の一、五二四の二、五二五から五二九まで、五二〇から五二二までの一部、五二三の四、五二三の五、五二三の六の一部、五二三の七から五二九の九まで、五二四の二の一部、五二四の三、五二五の二の一部、五二五の四の一部、五五〇の一部、五五一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五五三と一体をなす国有地以外の区域 下阿毘縁字向田五〇三の一部、五〇五の四の一部、五〇六の三の一部、五〇七の一部、五〇八の一部、五〇九、五一〇の一部、五一一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五〇七と一体をなす国有地の一部 下阿毘縁字的ケ塔五二三の六の一部、五二三の七の一部、五二三の八、五二三の九、五二四の二の一部、五二四の三の一部、五二五の四の一部、五五〇の一部、五五一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五五三と一体をなす国有地の一部 下阿毘縁字井手下タ河原田のうち五五九の一部、五六〇の一部、五六一、五六二の一部、五六三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 下阿毘縁字寺前道下タ建井手下モ五六四から五六六までの一部、五六七及び五六八と一体をなす国有地の一部 下阿毘縁字寺ノ前道下タ建井手ノ上ミ五七九の一部、五八一の三の一部、五八二の一、五八三、五八四の一及びこれらと一体をなす国有地並びに五七九の一部と一体をなす国有地の一部</p>
<p>下阿毘縁字寺前 道下タ建井手下 モ</p>	<p>らと一体をなす国有地並びに五七九の一部と一体をなす国有地の一部 下阿毘縁字川角ミ七二三の一部、七二四の一部</p>
<p>下阿毘縁字寺ノ 前道下タ建井手 ノ上ミ</p>	<p>下阿毘縁字寺ノ前道下タ建井手ノ上ミのうち五七九の一部、五八一の三の一部、五八二の一、五八三、五八四の一、五八八の五の一部、五八九の一、五八九の二、五九〇の一、五九〇の二、五九一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五七九の一部、五八八の四、五八八の五の一部と一体をなす国有地以外の区域 下阿毘縁字寺ノ前道下タ建井手下モ五六五の一部、五六六の一部、五七〇及びこれらと一体をなす国有地 下阿毘縁字ヤナイカ坪のうち六七五の一部、六七六から六七八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 下阿毘縁字古罫床ノ前井手上エ六九八の一部、六九九の一部、七〇〇から七〇二まで、七〇三の一部及び六九八の一と一体をなす国有地の一部 下阿毘縁字古罫床ノ前井手下モ七二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七二二の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>下阿毘縁字ヤナ イカ坪</p>	<p>下阿毘縁字寺前道下タ建井手下モ五六五の一部、五六六の一部、五七〇及びこれらと一体をなす国有地 下阿毘縁字ヤナイカ坪のうち六七五の一部、六七六から六七八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 下阿毘縁字古罫床ノ前井手上エ六九八の一部、六九九の一部、七〇〇から七〇二まで、七〇三の一部及び六九八の一と一体をなす国有地の一部 下阿毘縁字古罫床ノ前井手下モ七二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七二二の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>下阿毘縁字古罫 床ノ前井手上エ</p>	<p>下阿毘縁字古罫床ノ前井手上エのうち六九八の一、六九九から七〇三まで、七〇四の一、七〇五の一、七〇五の三、</p>

	<p>七〇六、七〇七、七〇九の二の一部、七二〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>下阿毘縁字古鑑床ノ前井手下モ</p>	<p>下阿毘縁字古鑑床ノ前井手上エ六九八の二の一部、六九九の二の一部、七〇三の二の一部、七〇四の二、七〇五の二、七〇五の三、七〇六、七〇七、七〇九の二の一部、七二〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 下阿毘縁字古鑑床ノ前井手下モのうち七二二の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに七一一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 下阿毘縁字手サリ七二六の二の一部、七二七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七二三と一体をなす国有地の一部</p>
<p>下阿毘縁字手サリ</p>	<p>下阿毘縁字井手下タ河原田五五九の二の一部、五六〇の二の一部、五六一、五六二の二の一部、五六三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 下阿毘縁字寺前道下タ建井手下モ五六四から五六六までの二の一部及びこれらと一体をなす国有地 下阿毘縁字ヤナイカ坪六七五の二の一部、六七六から六七八までの二の一部及びこれらと一体をなす国有地 下阿毘縁字手サリのうち七二三の二の一部、七二四の二の一部、七二五の二の一部、七二七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七二三の二の一部、七二四の二の一部と一体をなす国有地の一部以外の区域 下阿毘縁字川角ミ七一九の二、七二〇の二の一部、七二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>下阿毘縁字川角ミ</p>	<p>下阿毘縁字川角ミのうち七一九の二、七二〇の二の一部、七二二の二の一部、七二四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>下阿毘縁字鐘鐸原</p>	<p>下阿毘縁鐘鐸原のうち九九四、一〇〇〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>下阿毘縁字樋ヶ坪</p>	<p>下阿毘縁字鐘鐸原九九四、一〇〇〇と一体をなす国有地の一部 下阿毘縁字樋ヶ坪の全域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>阿毘縁字トウノ山、下阿毘縁字緑屋井手下モ、下阿毘縁字代宮屋田、下阿毘縁字河原田</p>

鳥取県告示第二百七十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による溝口地区第二工区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成五年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成四年九月一日現在の地番による。）
宮原字下河岡	<p>宮原字下河岡のうち一六の一部、一八の一部、一九の一部、二八の一部、二九から三一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一六から一八までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>谷川字六反河原三五八の一部、三五九の一部、三六〇、三六一の一部、三八四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三八四の一部と一体をなす国有地の一部</p>
宮原字上河岡	<p>宮原字下河岡二八の一部、二九の一部、三一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>宮原字上河岡のうち三二の一部、三三の一部、四二の七の一部、四三の一部、四九の一部、五〇の一から五〇の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>宮原字堂ノ前一四二の一部、一四二の八の一部、一四二の一三の一部、一四五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
宮原字清水田	<p>宮原字下河岡三一の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>宮原字上河岡三二の一部、三三の一部、四二の七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>宮原字清水田のうち五一の一部、五五の二の一部、五五の二の一部、五六の二、五七の二、五八の二、五九の二、五九の二、六〇、六一の二、六一の二、六二の二の一部、六二の二、六三の二の一部、六三の二、六三の三、六六の一部、六七の一部、六九の一部、六九の二の一部、七〇の二の一部、七〇の二の一部、七〇の三、七一、七二の二の一部、七二の三の一部、七二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
宮原字棚田	<p>宮原字棚田九二から九四までの一部及び九二と一体をなす国有地の一部</p> <p>谷川字六反四〇二の二、四〇四の三及びこれらと一体をなす国有地</p>
宮原字堂ノ前	<p>宮原字上河岡四二の七の一部、四三の一部、四九の一部、五〇の一から五〇の三まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>宮原字清水田五一の一部、六六の一部、六七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>宮原字棚田のうち九二から九四までの一部及び九二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>宮原字堂ノ前一二八の二の一部、一二九の二の一部、一二九の二の一部、一三七の二の一部、一三七の二、一三八の二の一部、一三八の二、一三九の二の一部、一三九の二、一四〇の二の一部、一四〇の二の一部、一四一の二の一部、一四一の二の一部、一四二の二の一部、一四二の二の一部、一四二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二四の二、一二八の二と一体をなす国有地の一部</p>
宮原字家ノ上	<p>宮原字堂ノ前のうち一二八の二の一部、一二九の二の一部、一二九の二の一部、一三七の二の一部、一三七の二、一三八の二の一部、一三八の二、一三九の二の一部、一三九の二、一四〇の二の一部、一四〇の二の一部、一四一の二の一部、一四一の二の一部、一四二の二の一部、一四二の二の一部、一四二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二四の二、一二八の二の一部と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>宮原字宮ノ上ミ二二五の一部及び二二五、二二六の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>宮原字家ノ上のうち一八五の二、一八九の二、一八八の二、一八八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>宮原字宮ノ上ミ一九〇、一九一の二から一九一の四まで、</p>

宮原字宮ノ上ミ	<p>一九二の二の一部、一九二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>宮原字平ノ貝市三二六の二の一部、三二六の二の一部</p> <p>宮原字笹屋三三七の一、三四六の一、三四七、三四八、三四九の一、三四九の三、三五六の一部、三五七の二の一部、三五八、三五九及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>宮原字家ノ上一八五の二、一八九の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>宮原字宮ノ上ミのうち一九〇、一九一の一から一九一の四まで、一九二の一、一九二の二、一九三の一、一九三の二、一九四から一九六まで、一九七の一から一九七の三まで、一九八の一から一九八の三まで、一九九の一、一九九の二、一九九の四、二〇〇の二、二〇〇の三の一部、二〇〇の三の九まで、二〇〇の三の二、二〇〇の三の七から二〇〇の三の九まで、二〇〇の三の九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
宮原字平ノ貝市	<p>宮原字家ノ上一八八の一、一八八の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>宮原字宮ノ上ミ一九二の二の一部、一九二の二の一部、一九三の一、一九三の二、一九四から一九六まで、一九七の一から一九七の三まで、一九八の一から一九八の三まで、一九九の一、一九九の二、一九九の四、二〇〇の二、二〇〇の三の一部、二〇〇の三の九まで、二〇〇の三の二、二〇〇の三の七から二〇〇の三の九まで、二〇〇の三の九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
宮原字塔田	<p>宮原字塔田のうち三二七の二の一部、三二七の二の一部、三三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三二七の二の一部と一体をなす国有地以外の区域</p>
宮原字笹屋	<p>宮原字笹屋のうち三三七の一、三四六の一、三四七、三四八、三四九の一、三四九の三、三五六の一部、三五七の二の一部、三五八、三五九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
宮原字谷尻	<p>宮原字谷尻のうち四四六の二、四四六の三、四五六の三から四五六の六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
宮原字塚原	<p>宮原字谷尻四四六の二、四四六の三、四五六の三から四五六の六まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>宮原字塚原のうち四五七の二の一部、四五七の二、四五七の三、四六四の一から四六四の三まで、四六五の一から四六五の三まで、四六八の一から四六八の三まで、四六九の一から四六九の三まで、四七二の一から四七二の三まで、四七三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに四六二の一、四六三の一と一体をなす国有地以外の区域</p> <p>宮原字横山尻四七七から四八〇まで、四八一の一部、四八二、四八三、四八四の一部、四八五、四八六の一、四八六の二、四八七の一部、四九三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>谷川字大反四〇七の三、四〇九の一、四〇九の二、四一〇、四一一及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>谷川字沢田四四六、四四九の二、四四九の三、四五〇、四五一の一部、四五二の一部、四五三の一部、四五三の二の一部、四六三の一部、四六四、四六五の一、四六五の二の一部、四六三の一部、四六四、四六五の一、四六五の二の一部</p>

<p>谷川字塚田</p>	<p>谷川字大水口</p>	<p>谷川字落神</p>	<p>谷川字大川端</p>	<p>宮原字横山尻</p>	
<p>谷川字塚田のうち二二四の三、二二四の四、二二八の二、</p>	<p>谷川字大川端一八七の一の一部、一八八の一の一部、谷川字大水口のうち二〇〇の一の一部、二〇一の一の一部、二〇四の一の一部、二〇五の一の一部、二二二の一の一部、二二三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>谷川字落神のうち一九二の一、一九二の三、一九二の五、一九三、一九四の一、一九四の二、一九五の一、一九五の二、一九六の一、一九六の二、一九七から一九九まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>谷川字大川端のうち一八七の一、一八八の一、一八九の一、一九〇の一以外の区域</p>	<p>宮原字塚原四五七の一の一部、四五七の二、四五七の三及び四五七の二と一体をなす国有地 宮原字横山尻のうち四七七から四八〇まで、四八一の一部、四八二、四八三、四八四の一部、四八五、四八六の一、四八六の二、四八七の一部、四九三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 谷川字沢田四五一の一部、四五二の一部、四五三の二から四五三の三までの一部、四五四、四五五の一、四五五の二及び四五三の二、四五五の一、四五五の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>二、四六六から四六九までの一部及びこれらと一体をなす国有地 谷川字沢田尻五〇五の一部、五〇六の二、五〇七の一、五〇七の二、五〇九の二、五〇九の三及びこれらと一体をなす国有地</p>
		<p>谷川字岸ノ下</p>	<p>谷川字池代</p>	<p>谷川字池代上</p>	
		<p>谷川字塚田二二〇の三、二二〇の四、二二四の二の一部、二二四の四の一部及び二一九の一、二二〇の一から二二〇の四までと一体をなす国有地の一部 谷川字池代上二二五の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>谷川字池代のうち二三〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>谷川字塚田二二三の二から二二三の四まで、二二四の二の一部、二二四の三、二二四の四の一部及び二二二と一体をなす国有地の一部 谷川字池代上のうち二二五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 谷川字池代二三〇の一と一体をなす国有地の一部 谷川字岸ノ下三二二の二、三二二の三、三二七の一の一部、三二七の三の一部、三二八の一部及びこれらと一体をなす国有地 谷川字五輪下三三三の二、三三三の三、三三七の一の一部、三三七の二の一部、三三五の二の一部、三三七の一部、三三八の一部、三三九の二から三三九の三まで、三四〇の一の一部、三四〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>二一九の二、二二〇の三、二二〇の四、二二三の二から二二三の四まで、二二四の二から二二四の四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに二一八の一、二一八の三、二一九の一、二二〇の一、二二〇の二及び二二二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

<p style="text-align: center;">谷川字五輪下</p> <p>谷川字大川端一八七の一の一部、一八八の一の一部、一八九の一の一部、一九〇の一の一部 谷川字落神一九二の一の一部、一九二の三、一九二の五の一部、一九三、一九四の一、一九四の二、一九五の一、一九五の二、一九六の一、一九六の二、一九七から一九九まで及びこれらと一体をなす国有地 谷川字大水口二〇〇の一の一部、二〇一の一の一部、二〇四の一の一部、二〇五の一部、二二二の一部、二二三の一部及びこれらと一体をなす国有地 谷川字塚田二一四の三、二一四の四、二一八の二、二一九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二一八の一、二一八の三、二一九の一と一体をなす国有地 谷川字五輪下のうち三三四の一の一部、三三四の二の一部、三三五の一部、三三七の一部、三三八の一部、三三九の一から三三九の三まで、三四〇の一の一部、三四〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 谷川字六反河原三五四の一部、三五五の一の一部、三五五の二、三五六の一の一部、三五六の二及び三五六の一、三五六の二と一体をなす国有地 谷川字塚原四三二の一の一部、四三二の三及び四三二の一と一体をなす国有地の一部</p>	<p style="text-align: center;">谷川字六反河原</p> <p>谷川字落神一九二の一の一部、一九二の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九二の三、一九四の二、一九五の二と一体をなす国有地の一部 谷川字六反河原のうち三五四の一部、三五五の一の一部、三五五の二、三五六の一の一部、三五六の二、三五八の一の一部、三五九の一の一部、三六〇、三六一の一の一部、三七六の二から三七六の三までの一部、三八四の一の一部、三八四の二の一部、三八五の一部、三八六の一の一部、三八六の三の一部、三八七の一の一部、三八八の一部、三八九、三九〇の二の一部、三九二の一の一部、三九三、三九</p>
<p>四の一の一部、三九四の二の一部、三九五の一、三九五の三、三九五の四、三九五の五の一部、三九五の七、三九五の八の一部、三九五の九、三九五の一〇、三九八の一、三九八の五及びこれらと一体をなす国有地並びに三八四の一の一部と一体をなす国有地以外の区域 谷川字六反河原四一三の一の一部、四一三の三の一部、四一三の五、四一三の六の一部、四一四の一の一部、四一六の二の一部、四一七の一、四一七の二、四一八の一部、四一九の一、四一九の二及びこれらと一体をなす国有地 谷川字塚原のうち四三二の一の一部、四三二の三及び四三二の一と一体をなす国有地以外の区域 谷川字沢田四四三の一から四四三の三まで、四四四の一から四四四の三まで、四四五の一から四四五の三まで及びこれらと一体をなす国有地 谷川字沢田尻五一の一の二、五一二の一から五一二の三まで、五一三の一、五一三の四及び五一二の二と一体をなす国有地並びに五一一の一と一体をなす国有地の一部 宮原字下河岡一六の一部及び一六、一七と一体をなす国有地の一部 宮原字塚原四六四の一から四六四の三まで、四六五の一から四六五の三まで、四六八の一から四六八の三まで、四六九の一から四六九の三まで、四七二の一から四七二の三まで、四七三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに四六二の一、四六三の一と一体をなす国有地の一部</p>	<p style="text-align: center;">谷川字六反</p> <p>谷川字六反河原三七六の二から三七六の三までの一部、三八四の一の一部、三八四の二の一部、三八五の一部、三八六の一の一部、三八六の三の一部、三八七の一の一部、三八八の一部、三八八の五及びこれらと一体をなす国有地 谷川字六反河原三九四の二の一部、三九四の三の一部、三九五の一、三九五の三、三九五の四、三九五の五の一部、三九五の七、三九五の八の一部、三九五の九、三九五の一〇、三九八の一、三九八の五及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>廃止する字の名称</p>	<p>谷川字沢田尻</p>	<p>谷川字沢田</p>	
<p>谷川字塚原</p>	<p>谷川字沢田尻のうち五〇五の一部、五〇六の二、五〇七の一、五〇七の二、五〇九の二、五〇九の三、五一一の二、五一二の二から五一二の三まで、五一三の一、五一三の四及びこれらと一体をなす国有地並びに五一一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>谷川字沢田のうち四四三の二から四四三の三まで、四四四の一から四四四の三まで、四四五の一から四四五の三まで、四四六、四四九の二、四四九の三、四五〇、四五一の一部、四五二、四五三の二、四五三の三、四五三の四、四五四、四五五の一、四五五の二、四五五の三の一部、四六四、四六五の一、四六五の二、四六六から四六九までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>谷川字六反のうち四〇二の二、四〇四の三、四〇七の三、四〇九の一、四〇九の二、四一〇、四一一、四一三の二の一部、四一三の三の一部、四一三の五、四一三の六の一部、四一四の二の一部、四一六の二の一部、四一七の二、四一七の三、四一八の一部、四一九の二、四一九の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 宮原字下河岡一八の一部、一九の一部、三〇の一部、三一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一八の一部と一体をなす国有地の一部 宮原字清水田五五の二の一部五五の二の一部、五六の一、五六の二、五七の一、五七の二、五八の一、五八の二、五九の一、五九の二、六〇、六一の一、六一の二、六二の二の一部、六二の三、六三の二の一部、六三の三、六三の四の一部、六九の二の一部、七〇の二の一部、七〇の三の一部、七〇の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

鳥取県告示第二百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る阿毘縁地区第一工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成五年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る阿毘縁地区第三工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成五年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る溝口地区第二工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定によ

り告示する。

平成五年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、泊村が行う土地改良事業に係る小浜地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成五年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業に係る日野（小原）地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成五年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次